

## 『五百番歌合』顕昭判における改判過程の再検討

——書陵部本系から高松宮本系への改判の可能性——

山崎貞児

はじめに

『五百番歌合』において、改作・改判によると思われる諸本間の異同がみられることは、既に有吉保氏によつて指摘されている。氏は、こうした異同をもとに、諸本関係の整理を行い、大きく次の三つの系統にまとめられた。

A系統 宮内庁書陵部本など

B系統 高松宮本・桂宮本など（書陵部本と対立する関係にあるが、桂宮本はこの系統の中でも独自の異文を持つ）  
C系統 北野天満宮本・版本など（両系統の本文を併せもつ取り合わせ本）

さらに有吉氏は、改判は他の判者に比べて顕昭判において特に顕著にみられるとして、勝負判の部分に異同がある十九例のうち、八例について具体的に検討を加えて、顕昭判における改判は「顕昭自身の内的理由、すなわち、着眼点、評価基準、批評態度の変化に起

因している」と指摘された。また、改判の方針に関しては、評価・矛盾を整理して「より論理的構成をもつ判詞へという方向で改判・改訂している」と述べられて、高松宮本・桂宮本などのB系統が初判本、宮内庁書陵部本などのA系統が改判本であり、B系統からA系統へという改判過程であると想定された。

稿者の調査によれば、定家判・季経判・慈円判にそれぞれ一例ずつの改判がみられるのに対し、顕昭判には三十一例もの改判が認められ、有吉氏が改判は顕昭判において特に顕著にみられると言わわれることは首肯できる。また、改判に際し批評基準等に変化がみられることが認めうる。しかし、改判の方向をB系統からA系統へとされたのには疑問が存する。

有吉氏は、一首の特定の部分に対して肯定的・否定的の両様の評価がなされている場合に、これを評価の矛盾とみなし、最終的な勝負の判定に向かって一貫した評価を下すものが論理的構成をもつ改判の判詞であるとされた。だが、勝負の判定は両様の評価それぞれをどの程度重視するかによって決せられるのであり、相反するものであつても必ずしも矛盾と考える必要はないのではないか。

またB系統の諸本では、改判と思われる部分においてA系統の諸本にはみられない批評基準によつて評価される場合がある。こうしたいわば独自の基準を新たに追加することはあっても、削除するといふのは考えにくいのではないか。従つて、改判はむしろ逆にA系統からB系統へという過程をたどつたのではないかと推測される。

そこで本稿では、改判の理由を整理し、それぞれの改判された過程を検討する。そして、他の判者による改判との比較や、顕昭の改判方針及び背景についての考察を通して、宮内庁書陵部本などのA系統から、高松宮本・桂宮本などのB系統への改判の可能性を探る。

### 一 改判の理由

有吉氏は、他の判者による改判も含めた『千五百番歌合』全般について、改判の理由を次のようにまとめられている。

- a<sup>(3)</sup> 左右の一方の歌が改作されたために、それにつれて判詞まで改められるようになった場合。

- b 判者の不注意・調査不十分であったという事情から、改判した場合。

- c 前掲のa・b以外の何等かの理由により、改判の必要があつた場合。

このうち顕昭判において多くみられるのはcの場合であり、a・bの理由が「外部的事情によるもの」であるのに対し、「顕昭自身の内的理由」によるものであると述べられた。そして、八例の具体的な検討において、この内的理由が明らかにされている。これを私に要約した形で掲げる。( )内は例とされた番数を示している。

- ・評価の矛盾の整理(一一五三・一二九九・一三四六)
- ・本歌合の公的性を意識した書式の統一(一一三三)
- ・自歌に正当性のある評価を希望しての無判化(一三五〇)

### 明示なし(一一一七・一三三四・一三三六)

本稿では有吉氏と逆の改判過程を想定しているので、改判理由もおのずと異なってくる。そこで有吉氏による改判理由の分類を生かしつつ、次のようにまとめてみた。下段には今回の調査で得られた顕昭判における改判三十一例の用例数を示している。

歌の改作に伴つて改判したもの。

○例

判者の不注意・調査不十分により訂正したもの。 四例

批評基準を新たに追加して評価したもの。 十例

批評基準は変わらないが、評価に相違が見られるもの。 十例

文体の相違を意識したもの。

三例

その他(判断が困難なもの)を含む) 四例

四例

はじめの二項目は、有吉氏が「外部的事情によるもの」と分類され

たa、bの場合に相当する。このうち改作に伴う改判は、顕昭判に

はみられない。以下、この項目にしたがつて考察を進めていくが、

有吉氏が改判理由を明らかにしておられる五例については、それぞ

れが分類された項目において再検討を行うものとする。

### 二 不注意・調査不十分の訂正

有吉氏は、判者の調査不十分による改判の例として定家判(冬一・八百九十五番)を示して、加判後に、左の隆信歌が殷富門院大輔の歌と酷似していることが判明したために改判したと述べられている。これについては後に具体的に示すとして、顕昭判にも同様の例

が見出せる。これは、宮内庁書陵部本(以下、書と略す)などのA系統から、高松宮本(高と略す)、また、異本注記された本文を高イと称す)・桂宮本(桂と略す)などのB系統への改判過程を最も明確に示すものである。

①千二百卅九番 左勝

小侍従

西代 たのむともいまはたのまじあふみちのしのふをふゞき人はか  
りけり

右

三宮

西代 さのみやは人のこゝろにまかすべきわする草の種をしらば  
や

左歌は、催馬樂に「近江路のしのふをふゞきはやひかす」  
もちまちやせぬらんしのふをふゞき」と申歌につきてよめ  
るなるべし。「しのふをふゞき」は、風の名と申伝たり。「」  
もちまちやせぬらん」といふ詞につきて、「人はかりけり」

とはよめるにこそ。それもをしはかりにや。たしかにこと  
葉」とあきらむことはいかず。大かた神樂・風俗・催  
馬樂などのうたは、古き歌にて心えやすきこともあり。又  
古語などまじり、ゆへありてなに」と申あきらむべくも  
なき」とおばかり

(A)とこそ、よろづのみちしかくしりたる人にも申侍けれ。  
(B)とぞ申つたへて侍る。俊類朝臣が「竹風如秋」と申題に、

「秋きぬと竹のそのふにならせてしのふをふゞき人  
はかるなり」とよめるに末句同。如何。(高・桂)

右歌は、「いまはとてわする草のたねをだに人のこゝろ  
にまかせずものがな」、此心にて、上三句はこのうたをなが  
め、「たねをしらばや」と

(A)いへり。をしはかりなれど、左勝歟。(書)

(B)侍。左歌の下句、ふるげなればまくべし。(高・桂)

A系統では、左歌が「催馬樂」近江路をふまえているのではない  
かと述べ、これは判者の「をしはかり」であるとやや断定を避けた物  
言いをしつつも、最終的には左勝と判定している。これに対しB系  
統では、「散木奇歌集」三毛番歌と左歌の下句がほぼ一致している  
とを指摘して、「ふるげなればまくべし」と難じている。

これは、A系統の加判の段階では気付いていなかつた下句の難点  
を、B系統において訂したと考えるのが自然である。有吉氏が言わ  
れるようにB系統からA系統へという過程であるならば、先行歌と  
下句がほぼ一致しているというきわめて重大な難点を改判によって  
削除したことになり、不自然と言わざるをえない。

また、判者の不注意による誤りを改判において訂したと思われる  
のが、千二百五十七番・千二百九十番の一例である。ともにA系統  
ではある表現の典拠として引用する歌が誤っていたのを、B系統に  
おいて正しく引用しているものである。千二百九十番についてみて  
みると、右歌の「人伝ならぬ」という表現の典拠として道雅歌を引用

しようとするが、

(A)きかばやな人づてならぬことの葉を（書）

(B)いまはたゞおもひたえなんとばかりを入づてならいでふよしも  
がな（高・桂）

とそれぞれ異なる歌を掲げている。道雅歌として正しいのはB系統にある『後拾遺和歌集』<sup>一五〇</sup>番歌であり、A系統にあるのは「入づてならぬ」という部分が共通する『俊頬體脳』にみられる歌である。A系統において誤って引用されていたのを、B系統において訂したと考えるべきであろう。その逆の過程は極めて不自然である。

この他、千二百六十四番では、書陵部本・高松宮本において左歌の本文に誤写の可能性があるため判定を保留していたものを、桂宮本において右歌の勝と判定している。改判に際して左歌の誤写が確認できたため、右勝の判定を下したと考えられる。これまでみてきたA・B系統の分類とはややされるが、少なくとも書陵部本が初刊の形を留めていることは動かないであろう。この桂宮本独自の異同については、後に詳しく述べる。

以上の四例をみると、A系統からB系統への改判過程を想定するのは、ほぼ確かなものと考えられるのである。

### 三 批評基準の追加

先に述べたように、B系統の諸本には、改判によると思われる異同がある部分において、A系統の諸本にはみられない批評基準によ

つて評価がなされている例が存する。B系統を改判本とするならば、批評基準が追加されたとみなすことができる。以下に例を示すが、

注目するのは、どのような基準が追加されたのか、またそれによつて勝負の判定はどう変化したかという点である。まず、有吉氏が評価の矛盾を整理したと言われた例を再検討してみる。

②千二百五十三番 左持

讃岐

二五〇 くもるさへうれしかるべき空ならばなみだの雨もいとはざらまし

右

三宮

二五〇五

うとかりしもろこし船もよるばかり袖のみなとをあらふ白浪

左歌は、さきの五十一番の右歌に申あげ侍りぬる、「くもるさへ」のうたにきこえ侍ぬ。右歌は、伊勢物語に「おも

ほえず袖に添ぞさはぐらしもろこし船もよせつばかりに」

と侍歌乃上下句とりちがへられて侍歟。しかれど、ことば

づかひなどあしからねばさて侍りなん。左歌もひとふしは

(A)侍ば、持と申べし。  
(書)

(B)侍れど、尚右歌の下句の「袖のみなとをあらふしらな

み」など、ふるまはれて侍ば、かち侍べし。(高・桂)

右歌についての判をみると、まず『伊勢物語』第二十六段にみられる歌を、上下句を入れ換えて配置する方法で攝取したことを指摘している。この部分に否定的な意味合いが含まれることは、次の「ことばづかひ」に関するやや肯定的な評価に「しかれど」という逆接

を示す語を伴つて続いている」とからわかる。また、恋二・千二百六十七番右の三宮歌「心こそ一かたならずまよひぬれつりするあまのうけならねども」に対し、顕昭自身が「右歌は、『いせのうみに釣るあまのうけなれや心ひとつを定かねつる』と侍歌にあまりにたがはずや侍らん。もとすゑの詞のとりちがへられて侍ばかりにこそ」と述べて負の判定を下していることからも明らかであろう。

このあと、A系統では左歌の着想の珍しさについてやや肯定的に評して、持と判定する。一方B系統では、これらを認めつつ、さらに右歌の下句の表現を「ふるまはれて侍」として、積極的に優れないと評価する。顕昭の「ふるまゐ」・「ふるまひ」に関しては渡部泰明氏の論が存し、「この例については、

「ふるまはれて侍れば」とされるのは、おもに下句の「詞づかひ」にあるらしいから、「ふるまゐ」は本歌のとりなし方に関わっていらないにちがいない。本歌の第二句を第四句へと配置換えし、源経信の代表作（後拾遺集・雜三・1053）の第五句「あらふ白波」をそのまま結句に配することで、新味と流麗さ両つながらの獲得を得計った、その手際のことであろう。

と述べられている。この指摘もあるように、「ふるまはれて侍」というのは下句の表現そのものに向けられたもので、肯定的に評価する新たな基準を設けているのである。

有吉氏は、この「ふるまはれて侍」という肯定的評価と「とりちがへられて侍」とある否定的評価とが「やや矛盾する傾向にある」とさ

れる。おそらく、一首の歌の特定の部分に対し異なる評価が下されることは論理的でないという理由からである。しかし、「とりちがへられて侍」というのは、攝取の方法に関してのもので、ともすれば句の位置を変えただけで典拠とした先行歌とほとんど変わらない歌になることを危惧しているのである。よって、表現そのものに関して述べた「ふるまはれて侍」とは別の基準からの評価なのであり、これを論理的な矛盾と考える必要はないと思われる。

この例から、A系統において持の判定であったものを、B系統において肯定的に評価する新たな基準を追加して右勝としたという改判過程を想定することができる。

次に、一首に対する評価が一定で、勝負の判定に変更がないものを挙げる。これならば有吉氏の言われる論理的構成の面での矛盾が生ずることではなく、批評基準の追加がはつきりわかると思う。

③千三百四十五番 左勝

隆信朝臣

二五六 打たえてまたれぬほどに成ぬればふきもふかずもおきの上風  
左歌、まことに哀にきくえ侍

(A)ナシ (書)

(B)うへに、上句に「あはれとまでに」といひ、下句に「とばかりをだに」などはべる、よみかけられたる、いみじ

右 越前

く覚侍り。（高・桂）

右歌もめづらしきすがたにては侍れど、「吹もふかずもおぎのうはかぜ」とおもはせられたる、なほこゝろゆかずや。左やまさりはべらん。

A系統では、左歌について「ま」とに哀にきこえ侍」と肯定的に評するだけであるのに、B系統ではそれに加えて、さらに一首の構成

に関する肯定的評価を述べている。左歌を肯定的に評価し、右歌下句を否定的に評価して、最終的に左歌を勝と判定するという論理

的構成の面では両系統に違いはみられない。有吉氏の説のようにB系統からA系統へという過程であるならば、こうした論理的構成の面では特に問題にはならないにもかかわらず、左勝とするための根拠の一つを削除していることになるが、果たしてそうだろうか。むしろ、一首の構成に関する批評基準を追加して、左勝とする判定を補強しているとは考えられないだろうか。

この項目に分類される十例をみると、追加された基準は詞・趣向・姿・一首の構成など様々である。<sup>(6)</sup> このうち否定的に評価されたものは、千二百六十一番・千二百九十一番の二例のみであって、②・③を含む残りの八例は肯定的に評価されている。また、②のように勝負の判定に変更があるものは四例（②千二百五十三番・千三百四番・千三百二十四番・千三百五十番）みられるが、いずれも持もしょくは判定保留としていたものを、基準を追加することによって勝としている。新たな批評基準の追加は、勝負を明確にするという意味

も持っているのかもしれない。

ここでもう一例、有吉氏の引用例の再検討を行つ。これは、自歌に対し正当性のある評価を希望しての無判化が改判理由であるとしたものである。

④千三百五十番 左

頭昭

三三九 たまさかにあひみて後もいとひけり恋ははてなき物にぞ有ける

る

右 寂蓮

三三九

露しげきよもぎが闇のひまとぢて古き枕に秋かぜぞふく

右歌に、「古き枕」とよまれたるは長恨歌に、

(A)「ふるき枕ふるきふすまたれとともにせん」（書）

(B)「旧枕故義誰与共」（高・桂）

と待詞をひきて、源氏の物語に懐旧の所にしるして待めり。

又狭衣物語にも、「ちりつもる古きまくらをかたみにてみるもかなしき床のうへ哉」と侍歌もふるきをおもふこゝるとみえたり。うた合の恋の題には、たてまつらがたくや。

(A)左歌はあやしながら、恋のうたにて侍歟。かちまけはいかゞ侍べからん。人／＼さだめ申さるべき歟。（書）

・高イ

(B)たゞし。左歌は恋の心は侍れど、なを右歌はよみしれ

るすがたなれば、勝と申べき歟。（高・桂）

二箇所に異同がみられるが、前者は後に述べる文体の相違による

ものであり、ここでは後者を取り上げる。

A系統では、右歌の内容は恋題の歌としてはふさわしくないものであり、むしろ自詠である左歌のほうが恋の内容をもつとする。しかしこれでは自詠を勝と判定することになるので、「人／＼さだめ申さるべき歟」として判定を保留しているのである。これに対しB

系统には、右歌を勝とする姿に関する基準がみられる。有吉氏は、「自歌判を無判とすることにより、かえって自歌に対する正当性のある評価を希望したものと推測」されているが、これには従い難い。顯昭は、自身が担当した恋二・三において、この例以外の場合いずれも自詠の短所、もしくは相手の歌の長所を指摘して自詠を負と判定している。たとえ自詠のほうが優れていると思ったとしても、

加判の常識・習慣に従っているのである。このことから、右歌の長所を指摘しうる基準を見出しているのに、わざわざそれを削除して判定を保留したとは考えにくい。

④千三百五十番の場合、初判ではこれと同様に判定を保留していたものを、改判に際して自詠を負と判定するために批評基準を追加したと考えたい。

#### 四 評価の相違

歌を評価する基準は同じであるのに、最終的に勝負を判定する段階において評価に相違がみられる例である。この改判理由は、初判・改判の判断が困難で、A系統からB系統への改判と考える論拠としては非常に弱い。また、B系統に属する桂宮本独自の異同もみられるなど、複雑な様相を呈している。ともあれ有吉氏の引用例の再検討を行おう。

⑤千二百九十九番 左持 小侍従

二五七 ながらふる身のつれなさをおなじ世にありときかるゝことのみぞうき

右

通光卿

二五七 さりともたのむ心のふかけねばなほこのくれもまつの下水

左歌、うらみの心はふかけれど、下句の詞あらゝかにや。

右歌、いますこし歌めきてきこえ侍るに、結詞の「松の下水」やにはかに出たる心ちつかまつるらん。たがひにえぬ所もえたる所も侍れば、ひとしめて同科と

(A)つかまつるべし。（書・高イ）

(B)ことわり申べけれど、左はさしたると侍らす。「まがあつたのかもしぬない。

「のした水」はいかゞときこえ侍れば、左かつと可申歟。（高・桂）

左歌については、趣向に閲しての肯定的評価と、詞に閲しての否定的評価がなされる。右歌については、姿に閲しての肯定的評価と、左歌と同じく詞に閲しての否定的評価がなされる。A系統では、これらを同程度に扱って持と判定するが、一方B系統では、左歌の詞に関しての否定的評価を「さしたる」とではないと撤回して、右歌のそれを重くみる。有吉氏は、こうしたB系統における左歌に対する評価の違いを「評価の矛盾」とし、これを整理して論理的にしたものがA系統であるとされる。

「評価の矛盾」を認めるか否かは極めて判断が困難であるが、いつたん提示した評価を自ら否定することは、改判例以外でも判詞中に時折みられることがある。例えば千二百四十一番では、「恋をのみしづや」という掛詞を含んだ表現は先例がみえないとい難じた後に、「されどちか比はかく侍めれば、ひとりいかゞと申さんは、ひがごとてぞ侍べき」と述べている。見出した肯定的もしくは否定的評価を、勝負の判定の際にどの程度重視するかという問題であり、論理的な矛盾とする必要はないとも考えられる。

また、仮にB系統に矛盾が認められるとしても、それは改判の形式によって生じたものではないかと思われる。これまでに挙げた例をみても明らかのように、顕昭判にみられる改判は、判詞全体にわたくて改訂するのではなく、引用歌の訂正などの場合を除き左歌も

しくは右歌についての判の末尾を少々変えるという方法を取っている。よつてA系統からB系統へと改判した場合に、多少の論理のねじれ、もしくは批評基準のゆれなどが生ずることは十分に考えられるのではないだろうか。必ずしも、改判方針として論理的矛盾を整理するということを想定する必要はないよう思われるのである。

⑤のように一度提示した批評基準を再提示して、異なった評価を下す例は、他に千二百十七番、千二百九十三番にみられる。その他の七例は<sup>(6)</sup>、勝負の判定の段階にのみ異同があり、異なる評価を下す根拠を明示しないものである。

ここで問題をさらに複雑にしているのは、先に述べたB系統に属する桂宮本独自の異同が、この項目に多くみられることがある。これまでに挙げた①・④・⑤にみられるように、B系統の高松宮本には、対立するA系統の書陵部本と一致する異本注記が存する場合がある。有吉氏によれば、書陵部本には高松宮本と一致する朱筆の異本注記があるということであるから、この二つの系統の本文は互いに校合を行っていたようである。

しかし、高松宮本の異本注記はこうした性格のものだけではない。次に示すように、逆に書陵部本と本文が一致していく、極めて近い関係にあるはずの桂宮本との異同が異本注記として示されている場合がある。このことから、高松宮本は、少なくとも二種の系統の本文との校合を行っていることがわかる。

(二五〇) わすれじといひしばかりのなごりとてそのよの月はめぐりき  
にけり

右

定家朝臣

二五一 ひさかたの月ぞかはらでまたれける人にはいひし山のはの空

左歌、よろしくきこえ侍り。するの句やきゝなれて侍らん。  
されど、たしかにも覚侍らす。

右歌もあしくも侍らぬに、するの、「人にはいひしやまの  
はの空」と侍、すこしをろかかる心ゆかずや。

(A) 左まさりと申侍べし。(書)

(B) 左まさると申侍へし。(高)

(B) ふがきとがなくすぐれたるふし不侍は、持歟。(桂)

高イ)

この例について有吉氏は「すこしをろかかる心ゆかずや」と「ふか  
きとがなくすぐれたるふし不侍」との間に矛盾があるとされる。確  
かに、顯昭は左歌下句の「平凡である」という欠点を強くは主張して  
おらず、右歌下句の「十分には理解ができない」という欠点をそのま  
ま受け取るなら、A系統のように左勝とするのが自然であろう。し  
かし、氏自身が「左(右ノ誤リカ)歌の欠点をどの程度に考えるか」が  
この異同をもたらすと言わるとおり、右歌の欠点をやや軽いもの  
と考えうるならば、論理的な矛盾とする必要はなくなる。

ただ、A系統からB系統への改判だとすると、勝負が決していた  
ものを持とすることになり、先に批評基準の追加の場合でみた結果

とは異なつてくる。評価の相違がある場合、十例すべてにおいて勝  
負の判定に変更がみられるが、一方の勝から持の判定へとなるもの

は四例（⑥千三百四十六番・千二百八番・千二百九十二番・千三百  
十三番）ある。そのうち千二百八番以外の三例が桂宮本独自の異同  
の存するものであり、この異同を改判とみなすにはやや疑問が残る。

こうした桂宮本独自の異同は、三例の他に不注意・調査不十分に  
よる訂正がなされた中の千二百六十四番、判詞本文に不明な箇所が  
あるためその他とした中の千三百二十三番・千三百四十一番を加え  
た計六例にみられる。これらの異同も、改判によるものだとするな  
らば、これまでみてきた書陵部本系から高松宮本系・桂宮本系への

改判という過程以外に、書陵部本系から桂宮本系への改判という過  
程も想定しうるのかかもしれない。今後の慎重な検討が必要である。

本節では評価に相違がみられる例をみてきた。これらにおいては、  
桂宮本独自の異同の場合もそうだが、例えば誤りを訂正するといっ  
たような改判に向かう明確な理由を見出すことは困難である。判詞  
の叙述の上での観点にのみ終始しており、改判過程を明らかにする  
論拠とするに弱いと述べた所以である。

## 五 文体の相違・その他

（二五）では、これまでのよう勝負の判定に関わるものではなく、  
諸本の系統により和文体・漢文体の相違がみられる例を検討する。  
千二百卅二番では、左歌の「月やあらぬ秋や昔の荻の上風」の部分

が『伊勢物語』第四段の歌を典拠としていることを指摘した後、時にしたがって漢詩も和歌もその姿が変化するから、先行例に典拠があるからといって必ずしも優れていると認められるわけではないと述べる。この部分の表現は微妙に異なるものの、要點はA・B系統ともほぼ一致している。異同がみられるのは、姿が変化することの例示として引かれる内容とその文体である。

(A) 漢より巍にいたるまで文軸三たびかはると侍めり。されば、杜伯山が古文時勢にかなはずとてつねのやうをかぶることも侍り。やまと歌もかくのことし。古今序には、「いまのよのなか色につき人の心はなに成けるよりあだなる歌はかなきことのみでく」とかれり。又、「そのみみなおちてそのはなひとりさかゆ」ともいへり。ならの御門の万葉の歌より後、延喜御代古今のうたなどはかはりていへるにや。(書)

(B) 詩は、齊書文伝序云、「自漢至魏四百余年詞人才子文軸三變」云々。和歌は古今序云、「昔平城天子詔侍臣、合撰万葉集、自爾以來、時歷十代數過百年、其間和歌棄不被採、雖風流如野相公、輕情如在納言、而皆依他才聞、不以斯道顯」云云。又云、「時交淺醜、人貴奢淫、浮詞雲興、艷流泉涌、其實皆落、其花独榮、(至有好色之家以此為花鳥之使乞食之客以為活計之謀故)半為婦人之石、難進大夫之前」云云。今案、平城御代万葉之風軸延喜御撰古今之歌様、其姿不同、其詞相違。詩者四百年文体三變、歌者百余年風流亦變歟。(高・桂)

※「」内は、北野天満宮本・版本(以下、それぞれ北・版と略す)により補う。

和歌の場合の例として引かれたのは、『古今和歌集』撰進時期の和歌の衰退を述べた部分である。A系統にみられる二例は仮名序・真名序においてそれぞれ対応している箇所である。仮名序の部分は当然だが、真名序の「そのみみなおちてそのはなひとりさかゆ」の部分も和文体で書かれる。B系統での箇所にあたるのが「又云」以降に位置する部分である。真名序からの引用である「昔平城天子詔侍臣、…」の部分にあたる箇所はA系統にはみられないが、「和歌棄不被採」とあるようにこれも和歌の衰退を述べた部分である。漢詩について述べた部分と対になるように、経過した年月を含む箇所を引用したのである。

有吉氏は、真名序の引用箇所に相違があるにもかかわらず、B系統の引用・論証を要約したのがA系統であるとされる。また、俊成に比して顕昭が真名序を重視する立場をとること述べた上で、真名序から仮名序への改判は、本歌合の公的性質を考慮して「より普遍化、潮流同化を志向したため」だとされる。だが、B系統において漢文体で書かれているのは例示の部分のみであることを考慮すれば、真名序からの正確な引用及び漢詩の例との対応を意識した構成を意図して、和文体から漢文体へ書式を統一したものと考えたほうがよいのではないだろうか。

先に挙げた④千三百五十番の『長恨歌』の引用、及び千三百三十

八番の『遊仙窟』の引用の場合も、A系統では和文體、B系統では漢文體となつてゐる。漢詩文の典拠を正確に引用するという姿勢に基づく改判を考えたい。

改版理由の分類でその他としたのは、これまでの分類に属さないもの、分類の判断が困難なものである。千二百三十一番・千二百五十二番は、勝負の判定・判詞の内容は同じであつて、細かい表現のみ異なる例である。また千三百二十三番・千三百四十一番には、異同の部分に意味を解せない語があり、改判過程を判断できない。

最後にもう一例有吉氏の引用例の再検討を行う。理由は明示されていながら、改判とされるものである。書陵部本の本文で示すが、これにみられない部分は高松宮本によつて補い、〔 〕内に示す。

⑦千三百三十六番 左持

女房

二六〇 長月の月みてかひはなけれどもたのめしものを有明の比

右  
家長

二六一 まくずはら人のこゝろのあきかぜはかへすぐ／もうらめしきかな

左歌、さきにもほのめかし申侍、「いまこんといひし斗に長月の」と侍歌の心はいみじうなりて侍もの哉。「長月の月みてかひは」など、まことにおかしうつきまれたる詞に侍に、「たのめしものを有明のころ」と侍かくてこそ「ありあけの月」と侍らぬことは覺侍れ。「ありあけのそら」とよまば「月」にて侍べきよしを、たびく申をき

てはべるゆへに、心をいみじともとりわき申侍なり。」

右歌は、「秋かぜの吹うらかへす葛のはのうらみても猶うらめしき哉」と申ことばを、「返ぐ」とよみかさねたる

「ばかり歟。右歌の「くずのは」よりは、左歌こそあやなくうらめづらしくは見え侍れ。

有吉氏の言われるよう高松宮本系から書陵部本系への改判だとすると、後鳥羽院の左歌に対する判をみてみると、ほとんどは院歌の勝と判定している。相手の歌が極めて優れている場合には持とす

るが（千二百十六番・千二百七十六番）、その際には両者を肯定的に評価した上で判を下しているのであって、書陵部本の本文のように右の相手の歌を肯定的に評した段階で判を終えるものはみえない。

逆の書陵部本系から高松宮本系への改判というのも、この例の場合は考えにくい。というのは、判詞本文の末尾でなく途中に語句を挿入するという方法での改判は、他に例をみないからである。

従つて、これは書陵部本系の脱落とみなして、改判の例には含めない。書陵部本系の目移りによる脱落を、高松宮本系によつて補うことのできる例<sup>〔例〕</sup>が存することも理由に加えておく。

以上みてきたように、桂宮本独自の異同がある場合を別にすれば、すべての改判理由において、宮内厅書陵部本などのA系統から、高

松宮本・桂宮本などのB系統への改判過程をたどることが確認できた。では、この結果を『千五百番歌合』全般においてはかるために、他の判者による改判の例を検討したいと思う。

先にも述べたように、顕昭判の他には定家判・季経判・慈円判にそれぞれ一例ずつの改判がみられる。但し、慈円判（雜一・千三百六十六番）の場合は、判歌の形式をとっており、しかも後鳥羽院歌の改作<sup>(1)</sup>に伴う改判であるため前後関係が不明瞭なので、今回の検討の材料としては有効でない。

⑧八百九十五番（定家判）左

隆信朝臣

一五六 わがやどのかり田の間にふす鴨のとこあらはなる冬のよの月

右勝

越前

一五六 みし人もとはでのみこそ杉のいほにたえず音する村時雨哉

（イ）左歌、殷富門院大輔先年所詠也。作者定忘却歟。隨右歌

又優也。（書・高・桂）

（ロ）杉庭の時雨も詞のつづき優に侍を、田家の冬月猶姿いひ  
しりてやきこえ侍らむ。（北・版）

⑨九百六十四番（季経判）左

公継卿

一五六 夕さればさぼの河せの風さむみ空になみたつさよ千鳥哉

右勝

丹後

一五七 さえ／＼夜のまにつるる峯の雪をあさるる雲と誰ながむら  
ん  
(イ)左歌、「夕されば」と侍ほどに、「さよちどり」と侍、時刻

やたがひて侍らん。右歌、させるふしもなく難も侍らね  
ば、勝べきにや。（書・北・版）

（ロ）左歌、ことなるとがはべらぬにや。右歌、これ又させる  
難はべらねば持歟。（高・桂）

定家判の場合は、先にも述べたように隆信歌が殷富門院大輔の歌と酷似していることが判明したために改判を行ったものであろう。

改判理由は、先行例に一致していると難じた①と同じく「不注意・

調査不十分の訂正」となる。季経判の場合は、有吉氏が言われるよう「再吟味の結果」一首内の論理性という基準から左歌の欠点を指摘しているものであろう。改判理由は、勝負を明確にした②に同じく「批評基準の追加」となる。

このように顕昭判の場合と同様の方法で改判過程の考察を行ったところ、いずれも(ロ)の本文から(イ)の本文への改判と考えられた。

しかし諸本の関係は、顕昭判の場合とは異なった様相をみせる。定家判の場合は、A・B両系統ともに改判本となり、季経判の場合などは、顕昭判と全く逆のB系統からA系統への改判となっている。

有吉氏は、顕昭判において稿者は逆の改判過程を想定しておられるので、改判の方向は季経判と一致することになる。そしてそれが『千五百番歌合』全般の諸本関係に通ずるものだとされるが、定家判のようであてはまらないものも存し、疑問が残る。

同じ方法で改判過程の考察を行って得られた結果であるから、諸本の関係に齟齬があつても認めねばならないであろう。この齟齬の

原因として考えられるのは、判者によって改判の時期にばらつきがあつたのではないかということである。一人の判者が改判を行つたびに、その改判を反映した本文とそうでない本文とが生まれる。改判の時期が異なれば、同一の系統の本であつても、一方の判者からみれば初判本であり、また一方の判者からみれば改判本であるという状況が生まれる可能性はある。

従つて、厳密には『千五百番歌合』全般にわたつての結果ではないが、際立つて多くの改判例がみられる顕昭判においては、宮内庁書陵部本などのA系統が初判本、高松宮本・桂宮本などのB系統が改判本であり、A系統からB系統への改判過程をたどると認めることができるだろう。

## 七 改判の方針

A系統からB系統への改判となれば、有吉氏が言われた「より論理的構成をもつ判詞へ」というものとは異なつた改判の方針があるはずである。しかしこれまでには、「不注意・調査不十分の訂正」という外的要因による場合以外には特に見出せていない。

追加された批評基準は、顕昭判のほかの部分にもみられるものであり、そこに特定の傾向は見出せない。ただ、初判で持と判定していたものでも、改判により勝負を明確にするという意識があることは考えられた。そこで、有吉氏の「勝→持±0.5、負→持±0.5」という方法に従つて、勝負判の変更を歌人別に集計してみた。もとよ

り、歌合は番えられた相手との相対的な評価であるので、これはあくまで概算的な値にすぎない。

+1.5 三宮

+1.0 定家、通親、宜秋門院丹後

+0.5 雅経、家長、慈円、二条院讃岐

+0 有家、寂蓮

-0.5 顕昭、具親、宮内卿

-1.0 小侍従、公継

-1.5 良経、通光

有吉氏とは逆の改判過程を想定したため、プラスとマイナスが逆転した値となつてゐるが、判詞の内容にそぐわない勝負判の異同は除いたので、氏のものと若干数値が異なつてゐる場合もある。氏は、「通光・公継・通具・具親という、院歌壇に統合された六条藤家系の若手歌人が優遇された傾向」を読み取つておられるが、むしろ定家・雅経・慈円・寂蓮といった御子左家歌人にとってよい結果となつてゐると考えることができる。

『千五百番歌合』の顕昭判については、「艶」等の御子左家の歌評語を使用して、定家等の新風へ歩み寄りを見せていくことなどが指摘されている。<sup>123</sup> そうした観点からみれば、第三節で検討した批評基準を追加する<sup>③</sup>三千三百四十五番では、俊成判に特徴的な一首の構成に関する評が現れている。こうしたことから、顕昭判にみられる改判は、新風への接近の一つの側面だと考えらはしまいか。

改判理由の再検討を通して、書陵部本系から高松宮本系・桂宮本系への改判の可能性を論じてきた。桂宮本独自の異同の問題、他の判者による改判との比較による『千五百番歌合』全般の諸本関係の問題など疑問の残る点もみられたが、ほぼこうした改判過程をたどることは確かめられたのではないかと思う。そして改判の方針として、『千五百番歌合』顕昭判の特色の一つである新風への接近という傾向を考慮して、御子左家歌人の優遇を考えてみた。

顕昭は、治承二年『或所廿二番歌合』においても再判を行つていが、それは『千五百番歌合』での改判とは異なり、判詞全体にわたつての改訂である。この再判の方針については以前に論じたことがあるが<sup>(1)</sup>、初判とは異なる批評基準により具体的な批評語を伴つて肯定的に評価するものであった。

今後は、院政期の歌合において、同一判者もしくは複数の判者により行われている再判・改判を取り上げ、再判・改判にいたる事情やその方針、批評基準の変化などの考察を通して、顕昭の歌に対する批評の特色を探ることへとつなげていきたいと思う。

## 〔注〕

(1) 有吉保氏「千五百番歌合と新古今集」(『国語と国文学』37  
—9 昭35・9。『新古今和歌集の研究 基盤と構成』(昭43

三省堂)に所収)、II『千五百番歌合の校本とその研究』(昭43 風間書房)、III『千五百番歌合の考察——特に顕昭判をめぐって——』(『語文』31 昭和43・12。『新古今和歌集の研究 続篇』(平8 笠間書院)に所収)。

(2) 有吉氏は勝負判の部分に異同がある例を中心に取り上げておられるが、この中には取り合わせ本の性格を持つC系統の諸本の異同で、しかも判詞の内容にそぐわないものも含まれている。よってこうした例を除き、さらに勝負判の部分に異同がなくとも改判が認められる例を加えて用例数を算出した。他の判者による改判についても同様である。

(3) 注(1) III論文では、A、B、Cを用いておられるが、諸本系統を示す記号との混同を避けるためにa、b、cを用いた。

(4) 本歌合の本文は、宮内庁書陵部本を底本とした注(1) II著書に拠るが、改判ではなく明らかに底本の誤脱と思われる箇所は高松宮本に拠つて訂している。改判部分は、A・B両系統をそれぞれ宮内庁書陵部本・高松宮本に代表させて本文を示した。兩者を併せ持つC系統の本文が存する場合は、煩雑を避けるためこれを略した。また、句読点等私に表記を改めた箇所がある。

(5) 「ふるまるまぶ」「ふるまひ」考——藤原俊成・顕昭の歌合判詞を中心にして——(『玉藻』25 平2・3)。

(6) 追加された批評基準の用例を掲げると、詞(千一百四十八番・千二百六十一番・千三百四番)、趣向(千一百一十一番・千

二百二十五番・千三百二十四番)、姿(千二百五十三番・千三百五十番)、一首の構成(千三百四十五番)、先行表現攝取の方法(千二百九十一番)となる。

(7) 本文の引用は、萩谷朴氏『平安朝歌合大成「増補新訂」』四(平8 同朋舎)に拠るが、国文学研究資料館蔵マイクロ資料の紙焼写真を用いて、底本である北岡文庫蔵本(107・三・五)の表記に近づけた。

(8) 七例とは、千二百八番・千二百二十四番・千二百七十一番・千二百九十二番・千三百十三番・千三百四十六番である。

(9) 書陵部本は、(B)として掲げた高松宮本・桂宮本にみられる部分も有するが、(A)として掲げた部分とは空白をもつて区別され、一面の行数・一行の字数などの書式も異なる。これについて有吉氏は、「親本の貼付紙に記されてあつた部分のこときもの」と推測しておられる。書陵部本と同系統の陽明文庫本などには(B)の部分はみられないことからも、(A)の部分のみを有するのがA系統本来の本文であると考えた。

(10) 千二百九番・千二百二十一番・千二百三十六番・千二百七十七番などが存する。

(11) 改作は他に、夏一・三百十五番右通光歌(通親担当部分)、秋三・七百十番右俊成卿女歌(後鳥羽院担当部分)にみられる。

(12) 上条彰次氏「歌のたらしさ——俊成と顕昭と——」(『国語国文』34-10 昭40・10)、安井重雄氏「顕昭の新風に対する

認識と姿勢」(『中世文藝論稿』12 平元・3)、同氏「顕昭の新風攝取——千五百番歌合判詞二例について——」(『中世文藝論稿』14 平3・3)。

(13) 拙稿「治承二年『或所廿二番歌合』における顕昭判詞の批評態度——(その二)再刊にみる批評基準の変化を通して——」(『古代中世国文学』10 平9・8)。

——やまさき・まさかつ、広島大学大学院博士課程後期在学——